

医療法人社団 新緑会 鈴木慶やすらぎクリニック
通所リハビリテーション 運営規定

第1条（事業の目的）

鈴木慶やすらぎクリニック（以下、「事業所」という）が行う指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

第2条（運営方針）

指定通所リハビリテーションの提供にあつては、事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。

2 指定介護予防通所リハビリテーションの提供にあつては、事業所の従業者は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施にあつては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

第3条（事業所の名称及び所在地）

この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（1）名 称 鈴木慶やすらぎクリニック

（2）所在地 東京都立川市若葉町 3-3-3 S K Y ビル

第4条（従業者の職種、員数及び職務の内容）

この事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

（1）管理者 1名

（2）介護職員 3名以上

（3）機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、機能減退防止のための機能訓練指導その他事業の提供に当たる。

第5条（営業日、営業時間等）

営業日、営業時間及びサービス提供時間は次のとおりとする。

（1）営業日

月曜日～土曜日とする。（祝日を含む）

ただし4月の祝日及びゴールデンウィーク・12月31日～1月3日を除く。

(2) 営業時間

午前8時45分から午後5時15分までとする。

(3) サービス提供時間

① 1単位目 午前9時から午後12時10分まで

② 2単位目 午後1時20分から午後4時30分まで

③ 3単位目 午前9時15分から午後4時30分まで

第6条 (利用定員)

① 1単位目 30名

② 2単位目 30名

③ 3単位目 12名

第7条 (指定通所リハビリテーション等の内容)

指定通所リハビリテーション等の内容は、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法その他日常生活上の世話を行うものとし、指定通所リハビリテーション等の提供にあたっては次の点に留意するものとする。

1 指定通所リハビリテーション等の提供にあたっては、利用者の心身状態の維持回復又は向上に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うための通所リハビリテーション計画等を作成しなければならない。

2 事業者は、医師の診療及び指示に基づき、通所リハビリテーション計画を作成し、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行うものとする。

3 指定通所リハビリテーション等の提供にあたっては、常に利用者に対し懇切丁寧に行うものとし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うものとする。

4 指定通所リハビリテーション等の提供にあたっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供するものとする。特に、認知症を有する利用者に対しては、利用者の有する特性に対応したサービス提供ができる体制を整えるものとする。

第9条 (利用料その他の費用の額)

指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの内容を次の通りとし、事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションが法廷代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。利用料金は別紙記載とする。

- ① 機能訓練
- ② 入浴
- ③ 食事の提供
- ④ 健康チェック
- ⑤ 送迎
- ⑥ リハビリマネジメント
- ⑦ 運動器機能向上
- ⑧ 口腔機能向上

2 このほか、次に掲げる費用を徴収する。

指定通所リハビリテーション及び介護予防指定通所リハビリテーションで提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、利用者が負担することが適当と認められる費用実費。

3 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者またはその家族に対し、そのサービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

第9条（通常の事業の実施地域）

通常の事業の実施地域は、次の通りとする。

立川市（若葉町 幸町 柏町 泉町 栄町 高松町 曙町3丁目 砂川町1～8丁目 上砂町1～5丁目）

国分寺市（西町 高木町 並木町 新町 富士本 光町 北町）

小平市（上水新町 中島町 小川町1丁目 栄町）

国立市（北2・3丁目 西1丁目 中1丁目）東大和（清原・南街・向原・新堀、仲原、立野3、4丁目）武蔵村山市（大南4・5 緑が丘）

※上記以外の地域は相談による

第10条（サービス利用に当たっての留意事項）

- ① 利用者は、気分が悪くなった時はすみやかに申し出る。
- ② 利用者は、共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
- ③ 利用者は、時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。
- ④ 利用者は、事業所内において政治活動又は宗教活動を行ってはならない。
- ⑤ 利用者は、事業所に危険物を持ち込んで서는ならない。

第11条（緊急時における対応方法）

従業者は、指定通所リハビリテーション等の提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときには、速やかに必要な措置を講じなければならない。

第12条（非常災害対策）

事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に非難・救助訓練を行う。

1 通所介護の提供中に天災その他の災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずるものとする。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとるものとする。

2 非常災害に備え、少なくとも6ヶ月に1回は避難、救出その他必要な訓練等を行うものとする。

第13条（秘密保持）

1 本事業所の従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守するものとする。

2 従業者であった者が、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守するものとする。

第14条（苦情処理）

提供した事業に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者または家族に対する説明、記録の整備その他必要措置を講ずるものとする。

第15条（損害賠償）

事業者は、利用者に対する通所リハビリテーション等の提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

第16条（衛生管理）

1 事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水等について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、事業所内において感染症の発生又はそのまん延を防止するために、必要な措置を講じなければならない。

3 従業者等は、感染症等に関する知識の習得に努めるものとする。

第17条（その他運営についての留意事項）

1 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備するものとする。

2 管理者は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を設けるとともに業務体制の整備に努める。

第18条（従業者の研修）

事業者は、従業者の資質向上を図るため、全ての従業者に対し、研修の機会を設けるものとする。

第19条（記録の整備）

事業者は、利用者に対する指定通所リハビリテーション等の提供に関する各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- ① 通所リハビリテーション計画及び介護予防通所リハビリテーション計画
- ② 提供した具体的サービス内容等の記録
- ③ 利用者に対する市町村への報告等の記録
- ④ 苦情の内容等に関する記録
- ⑤ 事故の状況及び事故に対する処置状況の記録

事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備し、その終了した日から5年間保存しなければならない。

第20条

この規定に定めるもののほか、この事業所の運営に関する事項は、鈴木慶やすらぎクリニックとの協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和3年7月1日から施行する。令和4年1月改定。

令和5年11月3日 令和5年11月祝日営業を追加